

内部統制基本方針 (業務の適正を確保するための体制の整備について)

一般財団法人九州電気保安協会(以下 当協会という)は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条で準用する第 90 条第 4 項第 5 号並びに同法施行規則第 14 条に基づき、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項を、以下のとおり決定する。

1 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 理事会は、定例理事会を毎事業年度 3 回、また必要に応じて随時開催し、予め定めた規程に則り、経営上の重要な事項について審議・決定する。また、理事の職務執行を監督するため、職務の執行状況の報告を定期的に受ける。
- (2) 当協会は、コンプライアンス推進体制のもと法令や企業倫理、社内規程等の遵守の徹底を図るため、理事長を委員長とし社外の有識者等を含めた「企業倫理委員会」を設置し、公正な事業活動を推進する。
- (3) 理事が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス行動指針」を含めた企業倫理規程及び企業倫理要領を定め、全役員及び従業員に周知・徹底して、法令、定款及び社会規範等を遵守する。
- (4) 理事は、反社会的勢力からの不当要求に対して毅然とした態度で臨み、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断する。
- (5) 理事会及び理事は、監事が、適法性を欠くおそれのある事実、あるいは協会へ著しい損害を与えるおそれのある事実等に対して勧告及び助言を行った場合は、これを尊重する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会議事録等の法令で定められた文書及びその他重要な意思決定に係る文書については、社内規程に基づき、管理責任箇所を定め適正に保存・管理する。
- (2) 職務執行に係る情報については、情報セキュリティに関する法令及び社内規程に基づき必要に応じたセキュリティの確保を図る。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険の発生を未然に防止するため、必要な規程等を定め、事業活動に関するリスクを総括的に管理する体制を構築する。
また、万一損失の危険が発生した場合でも、適切な対応によって損失の極小化を図る。
- (2) 自然災害等の不測の事態が発生した場合に、これに迅速、的確に対応するため、予めその対応体制や手順等を規程に定めるとともに、定期的に訓練等を実施する。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事長は、業務の執行が効率的に行われるように、事業計画及び予算を作成し、理事会の承認を得る。実績については適宜、把握、管理する。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、職務権限規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

5 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 従業員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス行動指針」を含めた企業倫理規程及び企業倫理要領を定め、全従業員に周知・徹底して、法令、定款及び社会規範等を遵守する。
- (2) 監事は、コンプライアンス体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。
- (3) 業務運営の適法性と経営効率の向上等を図るため、業務執行に対し中立性を有する内部監査担当により、本部各部門・支部・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について監査する。

6 監事はその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

補助する従業員に関する取扱いは、監事と協議して定める。

7 前号の従業員の理事からの独立性に関する事項

監事の職務を補助する従業員の監査職務遂行の際の指揮・命令権者は監事とし、理事等執行部門からの独立性を確保する。また、当該従業員の任命、解任、人事異動については、事前に監事と協議する。

8 理事及び従業員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 監事は、必要に応じて理事及び従業員に対して報告を求めることができるものとする。また、監事より報告を求められた理事及び従業員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。
- (2) 理事は、協会に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は、速やかに監事に報告を行う。

9 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事が部長会等重要会議への出席を要請した場合には、理事は監事の要請に応じるとともに、重要文書の閲覧、その他監査業務の執行に必要な調査及び費用の確保に協力する。

以上